

キャリアアップ助成金 平成27年度予算の整理表(案)

キャリアアップ助成金の見直し

平成26年度			(百万円)		平成27年度(予定)			(百万円)	
助 成 金 名		26'予算額	25'事業評価		助 成 金 名		27'予定額		
キャリアアップ助成金		15,868	b	→	キャリアアップ助成金		22,132		
【事業概要】 ・有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、正規雇用転換や人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成 【助成金対象事業主】 ・「キャリアアップ計画」に基づき、有期契約労働者等の正規雇用等転換、人材育成、処遇改善、法定外の健康診断、短時間正社員への転換、短時間労働者の所定労働時間延長を実施した事業主 【支給額】※カッコ内は大企業事業主又は大規模事業主 (正規雇用等転換コース) ア. 有期→正規 1人当たり50万円(40万円) イ. 有期→無期 1人当たり20万円(15万円) ウ. 無期→正規 1人当たり30万円(25万円) ※派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用した場合、1人当たり10万円加算 ※対象労働者が母子家庭の母又は父子家庭の父の場合、1人当たりアは10万円、イとウは5万円加算 (短時間正社員コース) ・有期・無期→短時間正社員 1人当たり30万円(25万円) ・正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ 1人当たり20万円(15万円) ※対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり10万円加算				【事業概要】 ・有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、正規雇用転換や人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成 【助成金対象事業主】 ・「キャリアアップ計画」に基づき、有期契約労働者等の正規雇用等転換、人材育成、処遇改善、法定外の健康診断、短時間正社員への転換、短時間労働者の所定労働時間延長を実施した事業主 【支給額】※カッコ内は大企業事業主又は大規模事業主 (正規雇用等転換コース) ア. 有期→正規 1人当たり50万円(40万円) イ. 有期→無期 1人当たり20万円(15万円) ウ. 無期→正規 1人当たり30万円(25万円) ※派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用した場合の加算を拡充 1人当たり10万円→30万円 ※対象労働者が母子家庭の母又は父子家庭の父の場合、1人当たりアは10万円、イとウは5万円加算 (短時間正社員コース)→(多様な正社員コース)に改称 ・「勤務地・職務限定正社員制度」の新規導入・適用した場合の助成を創設 1事業所当たり40万円(30万円) ・有期・無期からの転換に勤務地・職務限定社員を追加 有期・無期→勤務地限定正社員、職務限定正社員、短時間正社員 1人当たり30万円(25万円) ・正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ 1人当たり20万円(15万円) ※勤務地・職務限定正社員については、正規雇用労働者からの転換は支給対象としない。 ※派遣労働者を多様な正社員として直接雇用した場合の加算を創設 1人当たり15万円加算 ※対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり10万円加算					

【事業評価の評価結果】

「a 施策継続」「b 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「c 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「d 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「x 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「z 既に廃止。」

キャリアアップ助成金の見直し(続き)

平成26年度			(百万円)	平成27年度(予定)			(百万円)
助 成 金 名		26'予算額	25'事業評価	助 成 金 名		27'予定額	
キャリアアップ助成金		15,868	b	キャリアアップ助成金		22,132	
(人材育成コース) (略)				(人材育成コース) (略)			
(処遇改善コース) ・すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを増額改定 1人 当たり1万円(0.75万円) ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円 (15万円)加算				(処遇改善コース) ・すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブル等を増額改定 した場合の助成額の拡充 1人当たり1万円(0.75万円)→3万円(2万円) ・雇用形態別・職種別の有期契約労働者等の基本給の賃金テーブル等を増 額改定した場合の助成を創設 1人当たり1.5万円(1万円) ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円(15 万円)加算			
(健康管理コース) ・1事業所当たり40万円(30万円)				(健康管理コース) ・1事業所当たり40万円(30万円)			
(短時間労働者の所定労働時間延長コース) ・1人当たり10万円(7.5万円)				(短時間労働者の所定労働時間延長コース) ・1人当たり10万円(7.5万円)			

【事業評価の評価結果】

「a 施策継続」「b 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「c 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「d 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」